



平成 25 年 1 月 15 日

関係施設・事業所の長 様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

高齢者支援課

介護保険課

高齢者虐待防止の徹底について（通知）

本県の平成 23 年度の施設内の高齢者虐待（事業所に係る虐待を含む。）については、平成 22 年度の「虐待と確認できた件数 3 件（虐待を受けた者 4 人）」に対し、平成 23 年度は「虐待と確認できた件数 12 件（虐待を受けた者 19 人）」と増加しており、平成 24 年 12 月 21 日に発表された厚生労働省の全国の平成 23 年度高齢者虐待の調査結果では、本県の「虐待と確認できた件数 12 件」は、全国で三番目に多い状況となっています。

については、施設内研修等において、認知症介護研究・研修仙台センターで開発された「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」の活用を図るなど、引き続き平成 24 年 10 月 16 日付けで通知した高齢者虐待防止の取組を徹底するとともに、万一高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町の高齢者担当課へ通報し、高齢者の保護等に万全を期してください。

○平成 23 年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果【厚生労働省ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002rd8k.html>

○養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム【認知症介護研究・研修仙台センターホームページ】

<http://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/list.html?center=3>

高齢者施設 担当 施設グループ

電話 082-513-3199 (ダイヤル)

介護保険 担当 事業者指導グループ

電話 082-513-3208 (ダイヤル)

1 平成23年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省平成24年12月21日発表資料から抜粋）

(1) 虐待判断件数等

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数
23年度	151件	687件	16,599件	25,636件
22年度	96件	506件	16,668件	25,315件
増減 (増減率)	55件 (57.3%)	181件 (35.8%)	△69件 (△0.4%)	321件 (1.3%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

(2) 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	6	東京都	16	滋賀県	0	香川県	1
青森県	0	神奈川県	17	京都府	0	愛媛県	1
岩手県	0	新潟県	0	大阪府	12	高知県	3
宮城県	3	富山県	1	兵庫県	12	福岡県	6
秋田県	0	石川県	1	奈良県	2	佐賀県	0
山形県	0	福井県	0	和歌山県	2	長崎県	3
福島県	1	山梨県	1	鳥取県	1	熊本県	7
茨城県	2	長野県	4	島根県	1	大分県	1
栃木県	0	岐阜県	0	岡山県	2	宮崎県	4
群馬県	1	静岡県	1	広島県	12	鹿児島県	0
埼玉県	5	愛知県	11	山口県	1	沖縄県	3
千葉県	4	三重県	3	徳島県	0	合計	151

2 参考

『介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト』

～高齢者虐待・不適切ケアの防止に向けて～（平成20年度老人保健健康増進等事業）

平成21年3月31日 認知症介護研究・研修仙台センター



平成 24 年 10 月 16 日

関係施設・事業所の長 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
高齢者支援課
介護保険課

高齢者虐待防止の取組の徹底について（通知）

本県の「平成 23 年度高齢者虐待の状況」を、別紙のとおり集計し、高齢者虐待防止に寄与する観点から 8 月 17 日に公表しましたが、施設内虐待（事業所に係る虐待を含む。）が、平成 22 年度は、「相談・通報・届出延べ件数 22 件」、「虐待と確認できた件数 3 件（虐待を受けた者 4 人）」であったのに対して、平成 23 年度は、「相談・通報・届出延べ件数 29 件」、「虐待と確認できた件数 12 件（虐待を受けた者 19 人）」と前年度に比べいずれも増加しました。

施設内虐待の対策については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）において、次のとおり規定されていますが、この度の集計結果を踏まえ、法の適切かつ円滑な運営を徹底するため、改めて取組事項等をお示しさせていただくことにしました。

については、各施設及び事業所においては、高齢者虐待防止法の趣旨を従業員へ改めて周知徹底し虐待防止に取り組むとともに、万一高齢者虐待が発生した場合は、速やかに市町の高齢者担当課へ通報し、高齢者の保護等に万全を期してください。

《養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者が行う措置》

- ①養介護施設従事者等（以下、「従事者等」という。）の研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備
- ③その他の従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること

この他、従事者等は、養介護施設または養介護事業において、従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する義務があります。

*養介護施設従事者等：養介護施設及び養介護事業において業務に従事する者

高齢者施設 担当 施設グループ
電話 082-513-3199 (ダイヤル)
介護保険 担当 事業者指導グループ
電話 082-513-3208 (ダイヤル)

平成23年度高齢者虐待の状況について

〔平成24年8月17日〕
高齢者支援課

1 趣旨

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18.4.1 施行）」（以下「法」という。）第25条の規定に基づき、市町からの報告を受け県内の平成23年度の状況の取りまとめを行った。

2 市町からの報告の概要

市町の役割は、高齢者虐待の相談を受け、関係機関等と調整を行った上で、虐待を受けた高齢者への対応及び虐待を行った者への指導・助言を行う。また、その虐待の内容等を県に報告する。

<集計の概要>

対象者：県内在住の65歳以上の高齢者

対象期間：平成23年4月～平成24年3月

内容：施設内虐待（養介護施設従事者等による高齢者虐待）、家庭内虐待（養護者による高齢者虐待）の区分ごとの件数及びその内容等

3 集計結果の概要（詳細は「2ページ」参照）

(1) 施設内虐待

① 件数…12件 [H18年度：2件、H19年度：2件、H20年度：0件、H21年度：3件、H22年度：3件]

② 概要…虐待のあった施設は、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等で、虐待の内容は身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、世話の放棄・放任の順となっている。

③ 対応…市町が事実確認及び施設に対する指導を行い、施設から改善計画が提出されるなど、状況は改善されている。

(2) 家庭内虐待

① 件数…408件

[H18年度：351件、H19年度：352件、H20年度：445件、H21年度：382件、H22年度：436件]

② 概要…虐待を受けた人は、女性が77%、年齢は75歳以上が80%、要介護認定を受けている人が75%、虐待の内容は、身体的虐待、心理的虐待、介護放棄、経済的虐待、性的虐待の順で多い。また、虐待をした人の続柄は、息子が最も多く、次いで娘、夫の順となっている。

③ 対応…「虐待者からの分離を行った事例」が26%で、その内訳は「契約による介護保険サービスの利用（41%）」、次いで「医療機関への一時入院（26%）」の順であった。

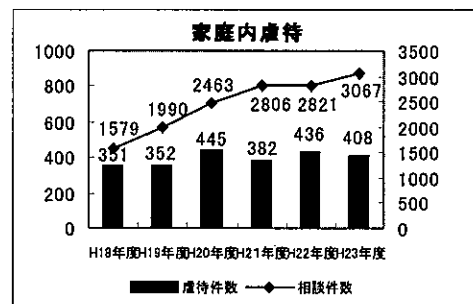
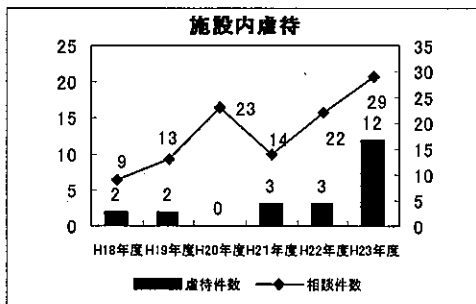
「虐待者を分離していない事例」は53%で、その内訳は、「養護者への助言・指導（92件）」

次いで「見守り（経過観察を含む）（65件）」となっている。

(3) 前年度との比較

ア 施設内虐待…虐待件数、相談件数ともに増加した。

イ 家庭内虐待…虐待件数は減少したが、相談件数は増加した。虐待内容では介護放棄が96件から111件に増加し、また分離の対応方法としては、介護保険サービス利用の割合が34%から41%に増加した。



4 県の取組

市町及び関係機関と連携して、次の取組を引き続き推進していく。

- 法の趣旨や通報義務等の定着を図るため、パンフレットを作成するなど県民・市町・事業所等への普及啓発を推進する。
- 相談窓口等について県民に広報し、虐待発生防止と虐待発見時の速やかな通報の確保を図る。また、複雑困難な事例については、広島県地域包括ケア推進センターによる助言・支援を行う。
- 市町や地域包括支援センター、施設職員等を対象にした研修等を実施する。
- 経済的虐待防止の観点から、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用も視野に入れた高齢者の権利擁護を図る。
- 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成するなど、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進する。

施設内の高齢者虐待の状況（公表義務あり）

＜虐待を受けた人の状況＞

性別	男性	11人
	女性	8人
年齢階層	65～69歳	1人
	75～79歳	3人
	80～84歳	5人
	85～89歳	2人
	90～94歳	4人
	95～99歳	4人
要介護度	要介護1	2人
	要介護2	4人
	要介護3	8人
	要介護4	4人
	要介護5	1人
心身の状況	認知症	18人

＜市町がとった措置＞

事実確認	12件
施設等に対する指導	12件
施設等からの改善計画の提出(依頼)	12件

虐待と確認できた件数 12件
(相談・通報・届出延べ件数 29件)

＜虐待の内容＞

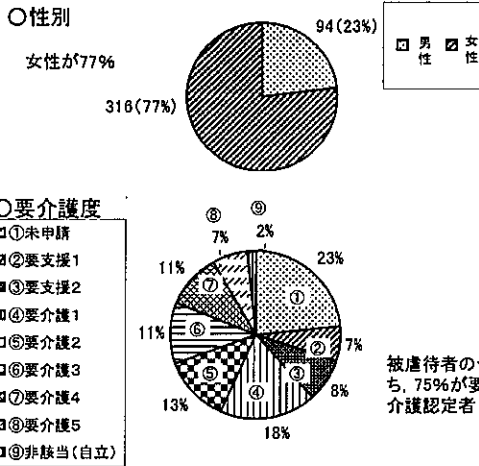
身体的虐待	13件
心理的虐待	7件
世話の放棄・放任(ネグレクト)	2件
性的虐待	0件
経済的虐待	0件

＜虐待をした人の状況＞

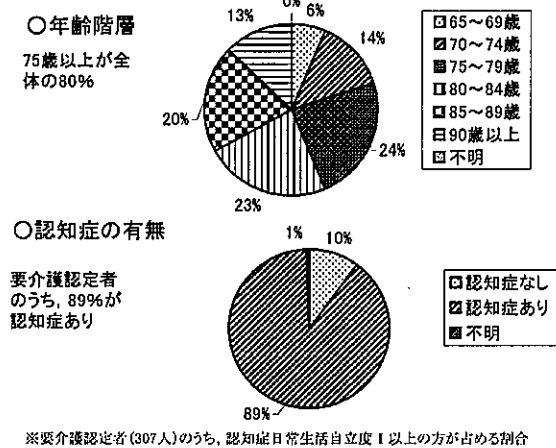
虐待があつた施設等	特別養護老人ホーム	3件
	介護老人保健施設	2件
	通所介護	1件
	短期入所	1件
	認知症対応型共同生活介護	4件
虐待をした人	小規模多機能型居宅介護	1件
	管理者	1人
	介護職員	15人

家庭内の高齢者虐待の状況（公表義務なし）

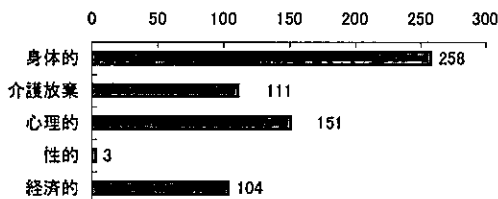
＜虐待を受けた人の状況＞



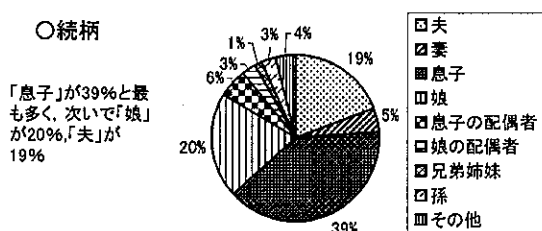
虐待と確認できた件数 408件
(相談・通報・届出延べ件数 3,067件)



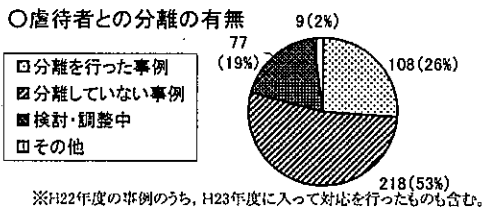
＜虐待の内容＞(重複あり)



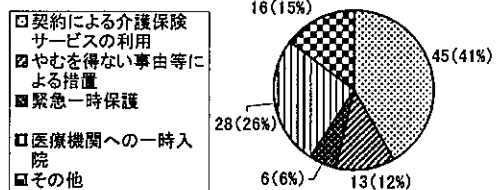
＜虐待をした人の状況＞



＜虐待への対応策＞



○分離した事例の対応



○分離しなかった事例の対応(重複あり)

